石油備蓄の現況

平成27年5月 資源エネルギー庁 石油精製備蓄課

- 1. 我が国の石油備蓄は、国家備蓄、民間備蓄、産油国共同備蓄、の3つの方法により実施しています。
- 2. 平成27年3月末現在の我が国の石油備蓄は、以下の通りです。

	【備蓄日数】	【製品換算】	【保有量】
国家備蓄	<u>117日分</u> (98日分(IEA基準))	4,782万k1 (≒3.0億バレル)	原油 4,890万k1 (≒3.1億バレル)
			製品 137万kl (≒0.09億バレル)
<u>民間備蓄</u>	<u>80日分</u> (70日分 (IEA基準))	 3,288万k1 (≒2.1億バレル) 	原油 1,689万k1 (≒1.1億バレル)
			製品 1,684万kl (≒1.1億バレル)
産油国共同備蓄	<u>2日分</u> (2日分(I E A基準))	76万k1 (≒0.05億バレル)	原油 80万k1 (≒0.05億バレル)
<u>合</u> 計	<u>199日分</u> (169日分 (IEA基準)		合計 8,480万k1 (≒5.3億バレル)

- (注) 1. 四捨五入のため内数と計は一致しないこともある。
 - 2. 【備蓄日数】は石油備蓄法に基づき、国内の石油消費量をもとに計算したもの。また、 当該【備蓄日数】とともにIEA基準で試算した備蓄日数(石油ガスを含む。)を参考 値(暫定値)として記載している。
 - 3. I E A 基準日数は計算に使用する値が異なるため、I E A 公表の数字と必ずしも一致しない。
- 3. <u>国家備蓄</u>は、昭和53年度から開始しています。平成26年7月の総合エネルギー調査会石油・天然ガス小委員会中間報告では、産油国共同備蓄とあわせて計90日分程度(IEA基準)の量を確保すべきとされており、その水準を概ね維持しています。
- 4. <u>民間備蓄</u>は、昭和50年度に石油備蓄法を制定(平成13年に「石油の備蓄の確保等に関する法律」に改正)し、石油精製業者、石油販売業者及び石油輸入業者に備蓄を義務づけており、備蓄義務量は平成5年度以降70日分となっています。
- 5. <u>産油国共同備蓄</u>は、日本国内の民間原油タンクを産油国の国営石油会社に政府 支援の下で貸与し、当該社が東アジア向けの中継・備蓄基地として利用しつつ、 我が国への原油供給が不足する際には、当該原油タンクの在庫を我が国向けに優 先供給する事業です。